更に年期が夫々の工場毎に相異するが故にも既に熟練工たるものに對してさへ、殊更らに徒弟工の名義の故を以て、殆んど無報酬にて搾取を擅まゝにしてゐる。その他具體的な事實については大會議場に於て詳說するが、かゝの如きは大道徒弟工の待遇を改善せんとするものである。茲に徒弟工制度の統一を提唱し、これが合理化を圖り以て社會正義の立場からも斷じて許し難きことである。茲に徒弟工制度の統一を提唱し、これが合理化を圖り以て

實行方法　決會に於て實行委員を選任し、本大會の決議に先ず直方鐵工業組合理事に傳達し、徒弟工制度の統一と合理化を縣下の鐵工業の中心地直方地方に於て實施せしめる。

第六號議案　勞働法規並に鑛業法規嚴守に關する件

主旨　勞働法規並に鑛業法規を嚴守せしめ、これが違反脫法の嚴重なる取締りを要求する。

理由　暴力專制下の筑豐炭坑地方に於ては、勞働階級の無知を奇貨とし、當然適用さるべき勞働法規並に鑛業法規を公然と脫法し、勞働大衆に於て法規の適用に就き要望がましき言動あれば忽ち暴力を以てこれを壓迫し、さもなければ直ちに馘首して街頭に放逐するのが常態である。この傾向は筑豐鑛業互助會系の炭山に甚だしく、夫手筋の筑豐鑛業組合系の炭山に於ても、勞務係の誤れる忠勤振りにより、常に言を左右に托して、これらの法規を適用せず或は恬然として脫法、違法を行つてゐる。而して、鑛業警察官吏は、勞働者の保護者たるべき職責を忘れ、勞働者の保護者たるべき職責を忘れ、並に勞働法規並びに鑛業法規立法の精神は勞働者の保護にその重點がおかれてゐるのであつて、監督官廳は、宜しく筑豐炭坑資本家に警告をしたにもかゝわらず、更にこれが違反脫法の行爲に對しては、嚴罰主義を以て徹底的な取締りをなすことを要求するものである。

實行方法　本大會の決議を以て實行委員を擧げ、縣警察部並に鑛山監督局に赴き本案の主旨を徹底せしめ、更らに新執行委員會は關係各組合に命じて夫々の地區に於ける工場鑛山を調査せしめ、勞働法規、鑛業法規その他勞働者保護法の違反、脫法は苛釋なく摘發して制裁規定の發動を促し以て本案の實現に資する。

（以上は順不同に採錄したるものにして、これが大會へ提案の順序は大會委員會に於て定められるものである。）